

「第54回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和7年9月3日(水曜日) 19:00～21:30

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東

出席者：
(滋賀県) 中村参与、小川最終処分場特別対策室長、川端副主幹、
外村主査、大屋主査、瀧川主査、千代主任主事、コンサル2名
(栗東市) 岩松環境経済部長、西川環境政策課長、川端課長補佐、
石津主事
(自治会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計15名
(県議会議員) 1名
(市議会議員) 1名
(傍聴) 1名
(報道機関) なし

(出席者数 31名)

司会：それでは、定刻となりましたので、ただいまから第54回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。なお、上向自治会さまにおかれましては、ご欠席とご連絡をいただいております。

また前回の協議会でもお伝えしておりましたが、今月から開催されます国スポ・障スポ大会関連行事、関連事業の都合上、県の琵琶湖環境部長および栗東市副市長さまはやむなく欠席となりますので、お含みおきください。

では、開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室長の小川よりご挨拶申し上げます。

室長：皆さん、こんばんは。

一同：こんばんは。

室長：夜分お疲れのところ、また、まだまだ大変暑い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。最終処分場特別対策室長の小川でございます。本日はあいにく国スポ・障スポの関係で、県の琵琶湖環境部長が欠席させていただいておりますので、私から一言ご挨拶を申し上げます。

さて、この連絡協議会でございますが、対策とかモニタリングの結果などを説明させていただきまして、皆さま方のご心配やご提言を直接お

聞かせいただけます非常に有用な場でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日の内容でございますが、お手元の次第にございますとおり、大きな項目として4点ございます。

まず、今年度第1回目のモニタリング結果でございます。今回もこれまでと同様、水質の状況について大きな変化は見られず、対策工事の効果が着実に表れているものと考えておりますが、引き続き状況を確認してまいります。またNo.3-1井戸におけるひ素の地下水環境基準の超過につきまして、これまでの調査結果と考察を併せてご説明させていただきます。

次に2点目ですが、旧処分場施設の維持管理の状況でございます。最近の現場写真をご覧いただきながら報告させていただきます。

3点目ですが、編集を進めております、アーカイブ総括編につきまして、原稿案に追記修正いたしました箇所を県および栗東市さまから説明するとともに、過去の県の管理職職員を対象としましたヒアリングの結果についてもご説明させていただきます。

最後に4点目ですが、対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等についてでございますが、対策工事の有効性確認後のモニタリングの位置付け等についてご説明申し上げます。こちらは、今回は県からのご説明のみとさせていただきまして、今後、皆さまからご意見を頂戴できればと考えております。

以上が本日の内容でございますが、これまでと同様、皆さまと情報を共有し、しっかりとご意見を伺いながら安全安心の回復に向かまして着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。本日はよろしくお願ひいたします。

司会：続きまして、栗東市環境経済部の岩松部長さまよりご挨拶をお願いいたします。

部長（栗東市）：はい。改めまして皆さん、こんばんは。

一同：こんばんは。

部長（栗東市）：環境経済部長の岩松と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は夜分お疲れのところ、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。本日、先ほども説明ありましたが、副市長の上山等が公務のため欠席となっておりますので、代わってご挨拶を申し上げさせていただきます。

平素は自治会活動、また栗東市市政各般にわたりましてさまざまご

協力をいただきまして、誠にありがとうございます。旧RD最終処分場問題つきましては、長期間にわたりまして懸案事項として地域住民の皆さんにご心配をおかけしておるところでございます。

本日は今年度第2回の連絡協議会ということで、内容につきましては先ほど小川室長より詳細な説明がございましたが、アーカイブを含めて多様なものとなっておりまして、皆さんにご協議をいただきたいと思うところでございます。

本市といたしましても、市民の皆さまの安全安心な生活を守っていくために、今後ともこの協議会で皆さんにご意見を十分いただきたい上で、滋賀県さんと一緒に問題解決に向けて連携、協力を図りながら一緒に進んでまいりたいと考えておるところでございます。

甚だ簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

司会：はい。本日の司会進行は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の瀧川が担当いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りますが、その前に3点、お願ひとお断りをさせていただきます。

まず1点目ですが、ご意見やご質問などをいただく際は举手をしていただき、司会から指名させていただいた後に、ご発言をお願ひいたします。

2点目ですが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆さんと県および市の意見交換の場ですので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。

3点目ですが、会場の都合上、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。このため、議事の進行状況によりましては、途中であっても次の議題に進むことがございます。円滑な議事進行に努めて参りますので、皆さんのご協力をお願ひいたします。

以上3点につきまして、よろしくお願ひいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず次第のほうになります。そして次に資料1、第53回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果。資料2-1、令和7年度第1回モニタリング調査結果について。資料2-2、No.3-1地点におけるひ素の地下水環境基準超過について。資料3、維持管理の状況について。資料4-1、アーカイブ総括編、こちらはページ数の都合上、各自治会1部ずつ配布しております。資料4-2、新旧対照表。資料4-3、職員ヒアリングの結果について。最後に資料5、旧RD最終処分場における対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等の在り方と今後の対応についてになります。資料は以上になりますが、全ておそろいでどうか。会議の途中でも、資料の落丁等ございましたら事務局までお知らせください。

また会議中は、適宜前方のスクリーンでお手元と同じ資料を表示しながら説明いたしますので、お手元の資料とスクリーンをご覧ください。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。まず議事1、前回の開催結果について説明いたします。

主任主事：それでは、議事1、第53回旧RD最終処分場問題連絡協議会開催結果についてご説明させていただきます。

まず1、前回の開催結果の確認についてでございます。①先日、アーカイブ総括編に係る事実関係を整理した資料を県に提出した。総括編に入れるかどうかは判断があると思うが、住民にもらった資料として残していくべきかというご意見を頂戴しました。こちらにつきましては、内容を精査の上、考えさせていただくというふうに回答いたしました。なお、こちらにつきましては、県ホームページのほうで住民の方からいただいた資料として掲載をしているというようなところでございます。

続きまして、②旧処分場隣地の事業者に対し、栗東市は事業者にどのような希望を伝えているのかというご質問を頂戴いたしました。こちらにつきましては栗東市さまから、西市道に接続されている敷地内の通路はあくまで緊急用で通常は出入りしないこと、最終的にはゲートを設けて封鎖される旨を確認している、跡地利用について明確に確認した事項はないご回答いただきました。

続きまして、2番、令和6年度第4回モニタリング調査結果についてでございます。まず、③今回もNo. 3-1でヒ素が上がり続けている傾向にあるがどのような原因によるものか、というようなご指摘も頂戴いたしました。こちらにつきましては、ここ数年、上昇のように見える原因としては明確には分からぬが、地下水の還元状態が安定しており、ヒ素が地層から溶け出しやすくなっている可能性があるというふうに回答いたしました。なお、こちらのNo. 3-1のヒ素につきましては、この後、資料2-2のほうで個別にご説明させていただきますので、このヒ素に関する質問につきましては、時間の都合上、割愛をさせていただければと存じます。

続きまして、⑤H26-S2(2)のほう素が環境基準を超過しているが、今後下がらない場合にどうするかを示せないかというようなご質問を頂戴いたしました。後ろに移ります。周辺の利水状況等を鑑みると、排水基準レベルを超えるような場合に対策を検討するものと考えている、これについては有害物調査検討委員会でいただいたご意見を踏まえ、現在たちまち対策が必要である状況ではないことはご理解いただきたいというふうに回答いたしました。

続きまして、⑧PFOS/PFOAについて新聞等で報道されており、心配している、住民から言わなくても行政が自主的に調査すべきではないかというご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、特定の排出源

について調査が必要な状況ではない、国の審議会でもまずは飲料水を押さえるべきとの意見が出ているところであり、水道事業者の測定結果を確認いただきたいと回答いたしました。

続きまして、4、アーカイブ総括編についてでございます。⑨「旧RD社」という表記について、破産手続きを開始するまでは「RD社」で、その後は「旧RD社」と表記するのがよいのではないかというようなご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、検討したいと県のほうから回答したところでございます。こちらについて検討させていただいた結果、今、原稿案のほうでは、RD社が破産手続きにいつ入ったかというようなところについては明記をしているところでございまして、表記を分けるというところに関しては、分けてしまうことで分かりにくくなるというようなところも可能性としてございますし、分ける意義がそれほどあるかというと、ちょっと何ともというところでございますので、現状は「旧RD社」ということで統一しております。こちらについては、また資料4-1でご説明させていただきます。

続きまして、5、遮水内部の安定化へのプロセスの状況についてでございます。⑩浸透水の窒素に関するアドバイザーのコメントに「全窒素が少しずつ上がってきているのも安定化の一つのプロセスであると思う」とあるが、このコメントをもって安定化が進んでいると解釈をまとめるのは適正ではないのではないかというようなご意見を頂戴しました。こちらにつきましては、BOD、CODやpH、電気伝導度等を総合的に判断して、洗い出しが進んでいると判断しているという回答をいたしました。

続きまして、⑪毎月の処理水量が年々減っているように見えるが、集水管自体の目詰まりや沈下による圧密で集水能力が低下していることは考えられるかというようなご質問を頂戴いたしました。こちらにつきましては、目詰まり等で集水能力が落ちているとは考えていないと回答をいたしました。

ページ、3ページです。⑫遮水壁の設置によって地下水の流れが変わり、滞留している地点があることを資料内に書き加えたほうがよいのではないかというご意見を頂戴しました。こちらにつきましては、ご指摘の箇所は遮水壁の外側で、内容が異なるため記載していないというご回答をいたしました。

⑬No. 1やH24-4の地下水の窒素や電気伝導度は揚水ピットと同程度だが、旧処分場から外部に汚染が流出しているということかというご質問を頂戴しました。こちらにつきましては、数字が近いからといって外部に汚染が流出しているとはいえない、遮水前に流出したものが残っていることや、遮水の材料に起因するイオン等の影響もあると考えられる、対策工事をしたことにより結果的に上がったということもあると認識していると回答をいたしました。

続きまして、6番、その他でございます。⑭栗東市の職員に対しては

ヒアリングを実施するのかというご質問を頂戴いたしました。こちらにつきましては栗東市さまから、現状は実施していない、実施については検討すると回答をいただきました。

以上、前回の開催結果のご説明でございます。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。まず栗東市さんお願ひします。

(栗東市)：すいません。最後、6番のその他、⑭のところですけども、栗東市の職員に対してのヒアリングについてですが、ヒアリング実施するよう進めさせていただいております。ただ、ちょっと体調等優れない方がおられるというふうな状況もございますが、できるところでヒアリングさせていただいて、アーカイブに反映させていただきたいと考えております。以上です。

司会：はい、栗東ニューハイツさん、お願ひします。

住民：同じ栗東市さんへ質問なんですが、1の②のその後の対応はいかがでしょうか。

司会：お願ひします。

(栗東市)：はい。すいません。処分場隣地のところにつきましてですが、まず、ごめんなさい、本日、跡地利用協議会の時に改めてこういった資料、前回、ちょっと資料の提示がなかったものですから、ちょっと分かりづらいということがございましたので、いったん準備させていただこうかと考えております。

相手さんところに対しての緊急利用という形で今説明を受けてるところでございますので、その後、跡地利用についてのことについてもご意見いただいておりますので、こちらまた今後詰めさせていただきたいと思ってます。今のところ、資料の整理で終わっております。

司会：はい、栗東ニューハイツさん。

住民：跡地利用に関しては、周辺の土地所有者の了解ってものが大変重要なになってくると思いますので、その前に、どういう歴史があって、今住民がどういう意見を挙げてるかってことは、しっかり行政さんが仲立ちになって説明するのが私は大切だと思いますので、何卒よろしくお願ひいたします。検討をお願いします。

司会：栗東市さん。

(栗東市)：はい。すいません。承知いたしました。今現在、進められている造成工事につきましては、地区計画という形で企業立地のほう進められております。地区計画をされるにあたっては、一定の周辺の土地の方には周辺自治会とか、隣接、直接隣接して土地の所有者の方には説明をされてるんですけども、もう少し踏み込んだ形でお願いしますということを確認していきたいと思っております。

司会：その他、質問ございませんでしょうか。では、質問ないようですので、次の議事に進ませていただきます。

では、続きまして議事2、令和7年度第1回モニタリング調査結果について説明いたします。

主査：はい。それでは資料2-1というところで、今年度第1回目の周辺モニタリングの調査結果についてご説明をさせていただきます。

まず表紙めくっていただきまして、2ページ目が調査地点でございます。年度初めの1回目の調査というところで、いつものポイントに加えまして経堂池のほうも今回調査を実施しておるというところです。

前回も申し上げましたが、地下水の流向は、この図でいいますと右上から左下の向き、そしてKs3帶水層が側面側、遮水壁の外側で、Ks2が底面、処分場の底の下を流れている帶水層という形になります。

まず浸透水の結果でございますが、こちら前回とほぼ同様の結果ということで、基準超過はないという結果でございました。

続きまして側面側の帶水層、Ks3層でございますが、こちらも前回から横ばいというところで、H26-S2(2)でほう素が1.4mg/Lという結果でございました。ここに關しましては、従前から申し上げておりますとおり、鉛直遮水工の施工前に漏れ出しておった浸透水の影響が滞留しているんだろうというところでございまして、今回も横ばいというところから、その状況は変わってないと判断をしてございます。

続いて底面側の帶水層のKs2層の流向の上流側になります。こちらについても前回同様、H24-7とH26-S2のほうでひ素が環境基準を超過してございますが、他の項目とか、電気伝導度含めての状況から自然由来というふうにこれまでから判断をさせていただいているところでございます。

そして下流側のKs2層のほうですが、前回同様、こちらもNo.3-1のほうでひ素が環境基準を超過しており、数字は0.05と、前回と同値という結果でございました。これに關しましては、資料2-2のほうで改めて説明を差し上げたいと思っております。

続きまして洪水調整池のほうでございまして、こちらもpHが環境基準

を超過してございましたが、電気伝導度に大きな変化はなく、調整池に藻が発生しておるという状況がございましたので、廃棄物による影響ではなくて、光合成による影響、自然的なものというふうに考えております。

最後、表流水、経堂池のほうでございますが、こちらもCODが今回、要望値といいますか、農業用水基準の6をちょっと超えておったという結果でございました。ここに関しましては、原因の考察がこのRDの処分場、この1枚前、洪水調整池の水も当然入っておりますが、それ以外の雨水等も入っておりまして、またCOD、有機物系ということで、この経堂池周りに生えております木や草、そういうものの影響も受け得る項目でもございます。

そういうところもありまして、なかなか原因というものは特定困難な状況ではございますが、採水当時の状況というところで申し上げますと、これまでと比べまして、水深が10cmほど浅いような状況で採水を実施しておりました。ここSSも今回31という結果が出てございますが、直近の令和4、5、6年とかの結果を見ておりますと、このSSも大体12から15ぐらいということもありまして、もしかしたら採水の時に、当然人が入っていって水をくむんですが、そういう時の底泥の巻き上がりの影響も、もしかしたら含まれてるかもしれないという状況でございます。

結果の一覧が9ページで、先ほど申し上げた項目以外の基準超過はないという状況でございます。

最後、敷地境界のガス調査結果でございますが、東西南北4地点で引き続き硫化水素が検出されない状況が継続していたことを確認してございます。

資料2-1に関しては以上となります。

司会：はい。ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら举手をお願いいたします。

住民：はい。

司会：赤坂自治会さん。

住民：この分析されてますけど、今はどこで分析やってるんですか。会社。

主査：民間企業さんになりますて、今年度でいいますと、NECファシリティーズ株式会社さん、旧近畿分析センターさんですね。

住民：そうですか。てことは、これ、いつからそれ、何ていうかね、入札みたいなってるのか。

主査：一般競争入札です。

住民：ということは、1年間やつたら何社も入れ替わりしてるわけですか。

主査：いえ、年間の計画に対しての入札をして、金額を各社さんが入札をされ
て一番安いところが落札と。

住民：てことは、1年間は同じ会社と、少なくとも。

主査：そうですね。

住民：次の年も安けりや、また同じ会社ということもある。

主査：そうですね。そこは結果次第というところでして。

住民：前はよく東レテクノさんとか、それから、何やつたかいな、近江八幡の、
今ちょっと名前出てこなかった、そこらあつたんやけど、そうですか。
去年度も同じ会社ですか。それとも、去年はまた別の。

主査：昨年度も同じです。

住民：ということは何年か続いてるんですか、その会社で。

主査：いつからとは、ぱっと出てこないですけれども、ここ数年は近畿分析セ
ンターさんが分析をされてます。あとすいません。ダイオキシンに関しては、
今年度は環境総合リサーチさんというところが実施をされてます。
ダイオキシンだけ別発注してますので。

住民：もう一度会社名。

主査：株式会社環境総合リサーチさん。

住民：分かりました。

副主幹：すいません。分析業者さんの補足をさせていただきますと、今はNEC
さんの委託をさせていただいているのは、平成18年からというところにな
ります。

住民：平成18年。

副主幹：はい。

住民：てこと、ずっと続いてるわけですか、同じ具合に。

副主幹：そうですね。

住民：そうですか。そうやね。いや、なぜ聞くかいうと、ダイオキシン、同じような数字が幾つも出てくるんですよね。だから、それ、ほんとにこんなにおんなじ数字がきちっと並ぶんかなと思って、例えば0.057、これだけでも幾つも出てくるんですよね。何カ所、違う場所やのに何カ所も出てくるの。そんなことがあんのかなと思って。ほんとに調べて。疑いかけたら切りがないけど。

主査：ダイオキシンの数字に関して申し上げると、ゼロとかには絶対ならないです。計算の関係上、検出されない場合でも検出下限値の2分の1の数字を使って計算するというルールがあり、仮にゼロだったとしても検出下限値が0.1であったら、0.05の検出があったと扱いましょうという計算になってくるんですね。なので、ベースラインが今、ほんとに全部が検出されなかつた時の数字は、この0.05付近の横一線になります。

そこで、ちょっと検出があつたりとか、さまざま、ダイオキシン類ということで、いろんな物質の総称になりますので、そういったものの値から毒性係数をかけて、毒性が一番強いダイオキシンの異性体、その仲間に對してどれぐらいかっていう数字を出して、それを全部足し合わせていくことになるんで、だから逆に数字がほぼそろってるということは、ほぼ検出されていない状況ということに実質なります。

住民：いや、場所が違うんで、そんなによう似た数字なるんかなと思って、それで不思議に思ってたんですけどね。

主査：意味合いとしては、不等号が付いた「～未満 (<)」と同じような状況です。計算の都合上、どうしても不等号が付かない数字として上がってきてしまいます。

住民：そうですか。分かりました。

司会：他にご意見やご質問等ございませんでしょうか。

それでは続きまして、No. 3-1地点のひ素についてご説明をさせていただきます。

主査：はい。続きまして、資料2-2につきまして説明をさせていただきます。内容に関しましては令和3年度に書面開催、あと、口頭でもご説明をさせていただいている内容の復習のような形になりますが、ここ数回非常に注目度が高い地点ということもありますので、改めて説明のほう差し上げたいなと思っております。

まず、ご存じのとおり、このNo.3-1、先ほどの資料2-1のグラフにもございましたけれども、当初は、ひ素以外のほう素や1,4-ジオキサンといった項目も環境基準超過をしておりました。

対策工事を実施しまして、ほう素や1,4-ジオキサンは濃度がしっかりと低下をして、現在は安定して環境基準に適合しておる状態が継続しておりますんですけども、ひ素の濃度が当時は横ばい、現在は上昇傾向というところで推移をしておるという状況になっております。

No.3-1地点は地下水の流向でいいますと、処分場の下流側に当たりますので、浸透水の影響はあるだろうというところで、イオンの組成を分析をして、どの地点の浸透水の影響を強く受けているかということをまず確認をさせていただいておるというところです。

一番近い上流側のH16-No.5という井戸とH22-キ-7(4)という浸透水の採取用の井戸がございまして、こちらのイオン組成とNo.3-1のイオン組成を比較を当時させていただいたというところです。この形状を見ていただいて分かりますとおり、H16-No.5の浸透水のイオン組成と非常に酷似しておるというところがございまして、このH16-No.5のほう、この付近の浸透水の影響を強く受けておるんだろうということが推測される状況でした。

一方、じゃ、ひ素はというところにつきましては、H16-No.5の浸透水はひ素が不検出で、No.3-1では検出されているというところで、浸透水の影響は受けているんだけれども、検出されている項目は違うということで、そうすると、このことからNo.3-1地点のひ素の環境基準の超過は、この旧処分場だと浸透水に由来するものじゃないだろうということが推測されたというところでございます。

工事の影響ってところ、先ほども口頭で申し上げましたが、底面遮水工事等によりまして、ほう素や1,4-ジオキサンといった他の有害物質は環境基準を下回っておる状況となってございますが、ひ素に関しては横ばい、今現在は上昇傾向というところです。

ひ素とほう素は共に水中でマイナスイオンとして、マイナスイオンの化合物、イオンの存在をしてございまして、フローとしては同様になるはずでございますが、ほう素が下がって、ひ素が下がらないという状況がございましたので、やはり、このNo.3-1のひ素の環境基準超過は、このほう素と同じように処分場から動いてきているのではなくて、このNo.3-1の周辺にあるんだろうという状況となっておりました。

No.3-1地点の地下水の性状でございますが、まずこの地下水、これま

でから申し上げておりますとおり、還元環境にあるというふうに考えてございます。グラフをお示しをしてございますが、上の灰色の線が手測り値です。ここは月1回、水質計の保守点検をしておる関係で、水をくみ上げて酸化還元電位、ORPを計測してございます。その数字が手測り値で、水質計観測値をその下に青でお示しをしてございますが、こちらは水質計を設置してから、pHとか、他の項目も見た上で、ちょっと安定してきたかなっていう時の数字を拾ったものというふうになってございます。手測、水質計観測値とも概ねマイナスということで、地下水は還元的な環境によるということは間違いないだろうというふうに考えております。

実際、溶解性マンガンや溶解性鉄についても、先ほど、資料2-1の9ページ目の項目一覧表を見ていただいたら分かりますけども、他の地点と比べて、この地点は比較的濃度が高いというのがこれまでも継続しておりますという状況でございます。

そういうことから、No. 3-1地点付近のこの地下水は還元環境でありますし、帶水層の地質成分である鉄が還元反応で溶解しているという可能性が考えられる状況でございます。

ここでポンチ絵といいますか、少し化学式で書いてございますが、還元環境であったら、この Fe^{3+} の結合が切れて水中に Fe^{2+} として出てくる。還元環境では、結合が切れて鉄が水の中に出てくるんだということをご理解いただければと思います。

なお、この手測値と水質計の観測値の数字が違うという点に関しまして、明確な原因特定はなかなか難しいところがあるんですが、酸化還元電位は酸素に触れるだけでも上がるものですので、手測りでは水をくみ上げるとかの操作が入ってますので、そういう影響もあって、手測り値のほうが若干高めの値が出てしまっておるのかなという状況でございます。

もしこの地層の中にひ素が含まれておったら、鉄とこのような形で結合をつくっておると。先ほど還元環境で、3+の鉄の結合が切れて2+になって水中に出るという話を申し上げましたけども、この結合が切れる時、鉄とひ素をつないでいる結合も一緒に切れちゃいますので、還元環境になって鉄が溶け出していくと、ひ素もこのように同時に溶け出すというような状況となります。これは、こういうものなんだと思っていただければと思います。

じゃあ、実際にNo. 3-1地点の土を調べてみようということで、この井戸を設置する際に取っておりましたボーリングコア、地質の試料でございますが、こちらを使って計33試料分析を実際にかけたというところでございます。鉄が多く含まれると思われるものが11試料で、あとは地表面から概ね1mごとに採取した試料が22試料の合計33試料です。

こちらを分析した結果が次のページとなっておりまして、ここ点線で

囲んでおりますけれども、これは地表から14,7m、この地点で鉄も多いし、ここでだけひ素が検出されるということを明らかにしたというところです。この地点は、ちょうどこのNo.3-1の帶水層のKs2層の中に当たっており、これが原因の可能性が高いということになっております。

結果の考察でございますが、もし処分場からひ素が流れ出してきてるのであれば、地層全体にひ素が分布するだろうというが、この①の図で、そうでなくて、地層由来であれば特定の地層だけでひ素が特異的に検出するだろうというが、この②の図というところでございまして、先ほどの結果のとおり、この②のような状況が明らかとなつたというところで、自然由来のひ素だというふうに当時考察をさせていただきました。

これに関しましては当然アドバイザーの先生にも説明の上、考察結果についてもご意見を頂戴しております、全員が天然自然由来であるというようなコメント、ご意見を頂戴したというところでございます。ここまででは令和3年度に説明をさせていただいた内容となります。

じゃあ、ここ最近、上昇傾向だということにつきましても、これはアドバイザーの先生にちょっとご意見聞いたりもしてるんですけども、原因として明確に特定することは困難というふうにコメント頂戴しております。

実際、先ほど自然由来、地質由来で、鉄とひ素が同時に溶け出すということ申し上げました。資料2-1のグラフでは、ひ素の結果だけお示しをしてございましたが、同時に鉄もここ、この右上のグラフお示しをしてございます。このグラフからも分かりますとおり、この令和3、4年ぐらいから、ひ素が上昇基調にある時期につきましては、鉄も同じように上昇基調になっておるということが見て分かるかと思います。こういう状況からやはり地質由来の鉄、ひ素が溶け出しておるということでおそらく間違いないだろうというような状況でございます。

還元環境が安定しているという話も申し上げました。これは手測り値のほうが変化が大きくて分かりやすいかなと思うんですけども、やはり対策工事をして、このD工区、このNo.3-1の直上流で掘削をしておる区間とか、このDE工区が底面遮水をしておる期間、この前後で、やはり手測りとか、水質計の観測値も若干、平成30、31ぐらいは高く、わずかではございますが上がっておるということもあります、この辺り、やはり工事により掘削して酸素が入ってきますと、どうしても酸化還元電位は上昇しますので、そういう影響が少なからずあったんだろうということが、その観測結果からもうかがい知れるというところです。今は底面遮水も終了してございまして、そういう酸化的な状況になるということがなかなかないと思うんですけども、といったところで還元環境が安定してきておるのかなというふうな推測をしておるところです。

ひ素は自然由来という点につきましては、継続してモニタリングをして確認をしていくということにしておりますし、あと、アドバイザーの先生全員からではございませんけども、やはりほう素や1,4-ジオキサン、そういういったものは継続して低下した状態が維持されてございますので、この自然由来、このNo. 3-1のひ素が自然由来という件に関しての結論は変わらないだろうというふうなコメントも頂戴しておるというところでございます。

資料2-2につきましての説明は以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。赤坂自治会さん。

住民：すいません。赤坂です。資料の4ページ、これ既に説明をいただいている内容かもしませんが、そこにおりませんでしたので教えてほしいのですけど、平成24年度に採水方法の変更という記載があるんですけども、その前後に、ひ素のレベルが若干変動しているように見受けれるんですけども、この変更というのはどういう内容でございましたでしょうか。

主査：はい。前回の協議会でちょっとご意見出ておりましたけれども、どういう水をくむかっていうところです。これ、採水方法、具体的には水中ポンプをここで使うようにしております。これはページをしていない水を、ペーラーでくみ上げておったところを水中ポンプを使ってきちんとページをして地下水を探るというふうにこの時に変わったというところです。

住民：そうすると、例えばSS成分が採水されずに浸透水中心に採水をされてるとか、何か、そのSSとの変化になるんですかね。

主査：そうです。SSもここで大きく変わっております。

住民：そうすると、SSの固形物に含まれるひ素が、それ以降は結果に反映されなくて、その分が低下されてるという、そういう見方もできる。

主査：そこの変化は、そういう影響もあると思います。

住民：そうすると、元々SS成分の中にひ素があったけれども、浸透水としての純粋に測った結果としては低下しておるという、そういう見方でございますか。

主査：浸透水、SSが。

住民：平成24年以前については結構高いところで、倍率で5とか4のところで変動しますよね。それからポンプを据えて、水中の水成分だけを採水をされた。その結果濃度が下がったということですかね。

主査：そうですね。

住民：そうすると、SSの中には、ひ素が含まれておるという、そういう見方も逆に見ればできるというふうに考えてもよろしいでしょうか。

主査：それはそのとおりだと思います。

住民：その中身の由来ってのは、それはどういう由来かって。これも自然由来という県さんのお考えですか。

主査：この時期につきましては、正直分からぬ。浸透水の影響はもちろんあるだろうし、自然由来、No. 3-1との地点の自然的な影響も当然ある。それの合算ですね。

住民：かなり以前の時期なんで、具体的な影響の程度は分からぬ。そういう理解ってことですか。

主査：そうです。先ほどの浸透水の影響というとこ、これH16-No. 5の浸透水とほぼイオン組成が同じというところ申し上げましたけど、ここでひ素が出ていないということを考えると、もしかしたら、ほぼ100パーセント自然由来のひ素だったかもしれないですし、その区別、色分けはできない。何とも言えませんけど。

住民：分かりました。もう一点ついでに3ページ、全体の絵がこの画面にありますよね。その中で、H16-No. 5と、それから、3-1の相関が高いというご説明であったんですけど、この場所の地下水の流向っていうのはどちら方面になってるという理解でしょうか。

主査：地下水の流向、このKs2層、底面の帶水層につきましては、図の右上から左下ですね。

住民：右上から左下っていう方向ですよね、経堂池のほうに流れてるという、そういうご理解と説明をずっとされてるわけですね。そうすると、このH16-No. 5と、それから今のNo. 3-1、相関が高いということの、それとの不整合ってのは、それは特ないですか。

主査：何か浸透水が欠損して底面が、この場所から流れ込むという。

住民：逆方向の3-1に流れ込むという流れがあるという、そういう説明ですかね。

主査：Ks2層はこの底面ですけども、当然浸透水はそのKs2層の上ですね。そこがここ欠損してますので、勾配でいうと、こちらのほうが高いはずであって、こういうところを雨水とかが伝って、浸透水として入ってくるっていう影響を当然十分受け得ると思うので、特段何か矛盾があるとかつていうふうには考えてはいないです。

住民：浸透水の層、H16-No. 5のほうが高い。No. 3-1のほうが低いということによって、そちらのほうに流れてるというご説明ですかね。

主査：このNo. 3-1、ここですけども、H16-No. 5がここですで、降った雨が、この欠損して部分から入り込んでくる。

住民：なるほど。

主査：こうも入ってくるでしょうし、こうも入ってくるでしょうし、こうも当然入って、こういうふうな流れもあるでしょうけれども、ただ、こうKs2層、地下水の流れに浸透水の表面の勾配、ことはまた違う話になってしまいます。

住民：分かりました。加えてヘキサダイヤグラムの分析をなさった地点というのは、他に何地点があるんでしょうか。この3地点だけですか。

主査：この調査に関しては、この3地点ですね。一応確認はしますけども、ぱっと出るのは、この3地点だったかなと思います。

副主幹：同時期には他の地点、浸透水観測井戸としてもうないところもあるんですけれども、中の浸透水の一斉調査をさせていただいて、ヘキサダイヤグラムを描かせていただいているんですけど、No. 3-1地点の近くでいうと、H16-No. 5とH22-キ-7(4)。

住民：もしも他で調査をなさってたら、他のダイヤグラムの調査結果も併せてお教えいただけだとありがたいなと思うんですけど、よろしいでしょうか。

主査：次回で大丈夫ですか。

住民：次回でもちろん結構です。それともう一件、申し訳ないです。時間取ります。No. 3-1の由来なんですかけど、過去からここは埋め立てをされた場所であるか、全く埋め立ての由来がなくて地山に近い場所であるか、その辺はいかがなもんでしょうか。

主査：埋め立てといいますと、廃棄物が。

住民：廃棄物が、そうです、埋め立てられた場所のポイントであるかどうかです。過去、この事業が開始された以降の土地との関係なんですけど。

主査：旧RD社が埋め立てていた敷地の範囲外にはなりますので、ボーリングコア中に廃棄物が入ってるとか、そういうわけではございます。

住民：そうすると、その地層の中で赤の鉄分が縞状に入るというのは、自然的な要因の中で、それがサシのように入つてると、そういう理解をさせてもらってもいいのか。

主査：そうです。

住民：なるほど。分かりました。ありがとうございます。

司会：他に質問やご意見等ございませんでしょうか。日吉が丘さん。

住民：今のお話聞いててちょっと思い出したんですけども、23年度の時から採水方法変えて、SSが少なくなって、その時から検出の量がどんどん減ったんですね、全体的に。総水銀とか、ああいったもんもいろいろ問題なったけども、確かにそれ以降、もう出なくなつて、それで今こういう結果になつてると。そして、前のとおりに採水採つたら結果どうなるんですかねって言うて私も聞いたことあるんですけど、多くなるかもしれんと、分からぬといふようなお話やつたと思うんですけど。

ですから、今のこのモニタリングやつて、その判断してる基準でいうもんが、あっても溶け出さなかつたらいいですよと、しょうがないなどいうような基準の中で、こういうモニタリングを進めているという状態だと思うんで、それがいいか悪いかっていうのは私らにとっては、あの当時、水に溶けんかったら、ないから、それでいいんやというのはちょっとおかしいんじやないかと。そこにあるんでしょと。今まで出たんが単に出なくなつたというだけで、その採水方法とかでつていうようなこと思ってたんですけども、国の産廃特措法なんかで予算が出るっていう

のも、そういう方法で判断しなさいというような基準なんで、その基準を逸脱したようなやり方をすると、予算がもらえないかもしれないというような事情もあったんじゃないかなと。

ちょっと見直してたら、こんなことだなというのも思い出して、今SSがないから、そういうもんも抵抗ない状態ですというのは、そういうことじやないかなと思ってます。私のちょっとと思い出して、感想ですね。すいません。

コンサル：すいません。建設技術研究所でございます。今のご意見に関しまして、ちょっと解説させていただきます。先ほどの調査方法、採水方法が変わったということに関しては、決して何か出ないように数値を操作するためにわざと変えたってことではなくて、適正な方法に変えたということでございます。

分かりやすく説明させていただきますと、先ほどのひ素の溶け出す化学式のある、還元環境のところです。元々ひ素が鉄分とくっついて、そういう化合物くっついて沈殿したものが分解されて溶け出してくるという現象が起こりますが、実は観測井戸の中で逆のことが起きています。

それは共沈といいまして、要するに共に沈殿するという漢字を書きまして共沈といいますけれども、ひ素は鉄分と共に沈する、酸化環境が共沈する性質があります。地下水の中、地層の中は酸素が行き渡りませんので還元環境であることが多い、そういう所では、このひ素とかが自由に流れてる状態なんですけども、観測井戸っていうのは人工的に穴を開けて、それに水たまりを付けますと、水たまりの中に出でてきたひ素が、観測井戸とかそこから地表とつながってますんで、そこから酸素が入って酸化されて一緒に、鉄分と一緒に共沈します。よく溝とかに赤い、鉄のバクテリアが繁茂してて、赤い沈殿物がありますけども、あの赤い沈殿物というのがまさに鉄の沈殿物でございまして、そこにはひ素とかが取り込まれやすいです。

ですから、それをそのまま測ってしまうと、その井戸の中にどんどんどんどん蓄積されて濃縮したものを測ってことになりますて、これは決してその地下水を正しく調査したものにはならないということで、今、土壤汚染対策法というのが平成15年に施行されましたけれども、その土壤汚染対策法のガイドラインというものが発行されておりまして、これホームページでご覧いただけますけれども、その調査法にも水は、先ほどページっていう言葉ありました、ページっていうのは井戸の中にたまってる、元々たまってるたまり水をポンプ等で一生懸命くみ出して、水質がどんどん安定してから、それを取りなさいと。決してそのたまってる水を取っては駄目ですよということがちゃんと書いてございますので、これは国が定めた正しい方法でやっております。

ですので、その平成22年か23年以前のやり方っていうのは、たまり水

ですね。例えばちょっと例えが少し飛躍するかもしれませんけど、例えば皆さん、この近くで川が流れていますね。あの川が、大きな野洲川が流れている。あの川の水質を調べる時に、じゃ、どこ調べるかっていうと、よく流れてる本流を調べますね。

ところが、ワンドっていいまして、要するにどっかちょっとたまる、ちょっと分かれて水たまりになって、どんどんどんどんそこで蒸発して、藻が繁茂したり、いろんな沈殿物がある。その水を採って、これはこの川の水質ですよということは決して言わないと思います。同じように、地下水は今流れてる地下水を採るのが正しい調査方法でして、決してその井戸の中、観測井戸の中にたまつた沈殿物、要するに濃縮物を採って、それを評価するっていうことは正しくないわけです。

ですから、やはり長期間そこで濃縮されますので、先ほどおっしゃった水銀等の重金属も長期間そこで放置されると、微量のものがどんどんどんどんそこで沈殿して濃縮していきますので、それを測ると確かに基準を超えてしまう。けれども、ちゃんとそういう汚い水を、たまつた沈殿物を除去して、きれいな水、きれいな本来の地下水を測ってみると、実はそんな濃度は大したことない。

これはどこでも起こる現象でございまして、ここで特別に起こってるわけじゃなくて、いわゆるオールジャパンのスタンダードのやり方にその時、その当時変更したいうことが経緯でございまして、決してその濃度を下げるために何か恣意的な、本来するべきじゃない操作をしたわけじゃなくて、本来やるべきやり方をやって、こういう結果が出たというところでございます。

すいません。以上、追加で説明させていただきました。

副主幹：すいません。平成23年の有害物調査検討委員会、第3回と第4回だったと思うんですけども、梶山先生のほうから既往の調査結果、地下水や浸透水のSSが非常に高くて、やっぱり採水方法に欠陥があると。

観測井戸のたまり水やその下にたまっているSS成分とか、そういう土の影響できるだけ受けないような形で採水しないと何を測ってるのか分からないので、改善を求めるというご意見がありまして、十分専門家の先生、アドバイザーの先生方と相談をさせていただいて、当時の話し合いの中でも説明をさせていただいて、採水方法が変更になったというところでございます。

住民：すんません。私もちよっと言い過ぎたかもしれませんけど、そういう経緯も私もちよっと分かってるんですけども、ただ、元々出てて、大変や、大変やって言い出して、それがずっと続いてきて、そしたら何だったんやというような気もしまして、それまでにずっとやってたことが、そこで正しくない方法だったと、それでポーンと切っていいんかどうかと。

でも、あるんじゃないのというような気もするし、ただ、そういう本来の正しい方法でやったんよと言われりや、ああ、そうですかという。そしたら今まで、それまでには、これは何じや、これは調べないかんとか言うてやってきたことが、私らもそんな知識がないもんですから、そういう知見がないもんやから、これは悪い、駄目なもんやと思ってやつたわけですよ。それが、そこでそういうふうに変わつたということで、その辺はその辺で、もしあれやつたら、しっかりと県のほうでもアーカイブに入れるとか、こういうなんもあったというのを入れてもうたらええかなとは思いますけどね。

副主幹：どうもありがとうございます。その点については、アーカイブのほうの中でちょっと検討させていただきます。

司会：他にご質問やご意見等ございませんでしょうか。

はい。では、それでは続きまして議事3、維持管理の状況のほうについて説明させていただきます。

主査：はい。すいません。それでは、維持管理の状況について説明させていただきます。先に申しますけども、今回、施設の維持管理つきまして特筆するような状況はございませんでした。

まず上空の写真になります。1ページ目が、これは西市道側から見た上空の状況です。

2ページ目がバイパス側から見た状況になっております。

2ページ目の下から敷地の維持管理の点検写真なっております。雨の日も確認にいっています、このごろは雨が一気に降ることがありますので、雨の日にあえて行って確認しに行ってます。調整池も結構順調に流れております。

これが西市道側の状況でございます。

これが調整池付近の状況でございます。見ていただくとおり、スロープの部分でごく水が勢いよく出ています。春に補強をしました。これもうまくできています。

これは平面図の状況です。この8月上旬にパイプの周りを除草しましたが、撮影時は時はまだ未着手でしたので、草が生えている状況です。

続きまして、水処理施設の管理の状況です。

主査：はい。それでは、水処理施設の管理状況につきまして、簡単でございますが、報告させていただきます。

大きな故障、トラブル等はなかったんですけども、まず5月26日に脱水機の送泥ポンプのベルトの交換ということで、こちら年1回ほど亀裂が入ってきて使えなくなってきたので、交換しておるものでございま

すが、それを交換させていただいたというところ。

続きまして、写真はないんですが、6月23日、制御盤がちょっと不具合起こしまして、制御盤の一部が機能停止をしまして、バルブ操作等ができなくなつたということがございました。ちょっとといったん水処理を停止をしまして、制御盤のCPUをリセットしましたところ、13時35分ごろには無事復旧と。原因としましては、当時、結構雷雨という天候でございまして、落雷がちょっとどこであったかとかは分からんんですけど、そういういたどこかであった落雷によってCPUには瞬間的に負荷がかかつてしまつて、この不具合が起つたのかなということが推測される状況というところがございました。いずれもきちんと対応しまして、問題なく水処理のほうは実施できたというところでございます。

続きまして、水質等の状況でございますが、この4、5、6月の処理水量は日平均約44m³というところで、冬場と比べますと少し増えたというところでございます。原水、処理水とも計画処理水質の超過はなしというところで、こちら、SSとCOD、お示しをしてございますが、十分計画処理水質より低いところで推移しておるということが分かるかなと思います。

細かい各項目については、次のページの表で一覧表にしてございますが、これもほぼ検出されない検出下限値未満という状況になっておりまして、水質状況は安定しておるという状況がございます。

資料3の説明につきましては、以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。赤坂さん。

住民：意見でもないねけど、この最後のページのこの表があまりにも細か過ぎて、もうちょっと大きくしてもらえませんかね。これは見えんですわ。

主査：失礼いたしました。いつも表だけ大きく付けさせてもらっておったやつですね。すいません。アップロードする資料はちゃんと大きくしておきます。申し訳ございません。

住民：もひとつすんません。

司会：はい、赤坂さん。

住民：落雷の影響かなというのは、いつごろの話ですか、大体。

主査：いつごろというのは、日は6月23日で、制御盤の機能が一部停止したのが10時40分ごろです。

住民：6月ですか。

主査：はい。6月です。

住民：そんな前ですか。

主査：この時、結構雨と雷が鳴っておりました。

住民：いや、8月にものすごいのあって、かなり私も近くにいたんで怖い目。
あちこち電柱にも落ちたり、私とこも停電、9時間停電したりもありましたんで。

主査：その時は特に何もなく、無事に。

住民：そうですか。それよりもっと前ですか。分かりました。

司会：日吉が丘さん。

住民：大したことないんだけど、ベルトていうのは初めての交換ですか。ずっと何年かか、つこたはる。

主査：ベルトは年1回ぐらいの頻度で交換はしてございます。

住民：年1回ぐらいしてはんのか。ちゃんと点検した時に、ひび入ってるな、大丈夫かなとかいうのは車と一緒にみたいなもんですか。

主査：はい。

住民：それと制御基盤リセットした、リセットボタンか何か、ポンと付いてますのか。

主査：ここに関しては、制御盤は業者さんほうに対応してもらっていますので、具体的なボタンの状況とかは把握はしてないんですけども、リセットボタンがパッとあるわけではないと。この制御盤を組んだ、作った製造メーカーに聞いて、ここをこうしたらいいですよっていうので実際操作をしておりますので、パッと見てパッとボタン押すとか、そういうものではないです。

住民：10時過ぎに、10時40分に機能停止して、13時35分に復旧したから、割と、

大体リセットというか、変になると赤いランプがついて、ほいで、リセットしなさいよというようなもんがあるとかいうのが割と多いんじゃないかなって。そやから、これ時間が割と長かったから、すぐにそやつたら、普通大体最初にリセットするんかなって思たんですけど、いろいろ周り聞いて対応しはったんかなって、そんなことが想像されますなって、そういう感想です。

主査：正直、この時、停電とか、装置全体が電気が来てなかつたわけじゃなくて、電気は制御盤まで来ておつたんです。ランプは光つてましたんで。ただ、なぜか制御盤の操作が利かないっていうところで、ちょっとたちまち原因がパッと分からなかつた状況でした。この製造メーカーのほうにも問い合わせて、もしかしたらこうかもということで、CPUのリセットをしたら無事に復旧したというところで、若干時間がかかつておるかもしれませんけど。

司会：他にご質問やご意見等ございませんでしょうか。なければ、次のほうに進めさせていただきます。

では続きまして議事4、アーカイブ総括編についてご説明いたします。

主任主事：はい。それでは、アーカイブ総括編のご説明をさせていただきます。今回につきましては、アーカイブ総括編の原稿案の修正箇所のご説明をさせていただきます。まず県のほうで修正した箇所をご説明させていただきまして、続きまして栗東市さんのはうから栗東市さんが追記修正をされた箇所の説明をいただく。それに続きまして、職員ヒアリングを実施しておりますので、その結果についても、原稿案の修正の箇所のご説明後に続けてご説明させていただければと思います。座って説明させていただきます。

今回、アーカイブ総括編の県のほうでの修正箇所でございますけれども、全部で箇所としては41ございます。非常にたくさん箇所を修正したというようなところでございまして、これ一つ一つ口頭でご説明しておりますと時間が全然足りないというところでございますので、恐縮ですけれども、一部割愛してご説明をさせていただくというようなところで進めてまいります。

お手元に配布しております資料のうち、資料4-2がアーカイブ総括編の中で、県のほうでの修正箇所の新旧対照表になってます。原稿案だけ見えていても、どう変わったかというのが分かりにくいくらいではないかというふうに思いましたので、こういったものを作成しております。ただ、原稿のほうでは実際どうなったかというふうなところはご覧いただく必要もあるのかなと思いますので、モニターのほうではアーカイブ総括編の原稿案追加予定を映しておりますので、それをご覧いただければと思

います。

では、修正箇所を順に説明をしてまいります。まずこちらの新旧対照表の2番でございます。原稿案でいうと、「はじめに」というところがございますが、スクリーンのほうで赤字で示している箇所でございます。

栗東町と栗東市の表記のところでございますが、こちら、「栗東町（平成13年10月1日市制に移行）は、固有名詞に『栗東町』と含まれたものおよび引用箇所を除き、全て『栗東市』と記載しています」というような形で冒頭部に注意書きを記述を追加させていただきました。

続きまして、新旧対照表の3番でございます。こちらでございますけれども、平成6年から7年ごろの時期の記述の箇所に写真を追加させていただいたというふうなものでございます。今までの原稿ですと、写真が少ないというふうなところもございましたので、こういった写真も追加をこちらのほうでさせていただいたというものです。

続きまして、新旧対照表の4番でございます。記述の中で修正した箇所につきましては、新旧対照表のほうではアンダーラインで示しております。こちらアンダーラインを引いている箇所を修正したというところではございますけれども、大きく分けて修正の方針として2点ございます。

まず1点目でございますけれども、自治会名であるとか、住民団体の名称につきましては、これまでの原稿ですと明記してある箇所が少なかつたというふうなところでございますけれども、それをなるべく明記したほうが、それぞれの考え方であるとか動向がはっきり分かるのではないかというようなご意見を頂戴しましたので、住民団体や自治会の名称はなるべく明記するというようなところで修正をしておりまして、ここで申し上げますと、考える会からは2万255名もの署名とともに県に陳述書が提出されたと追記をしております。

また、こちらの修正箇所の一番最後の部分、括弧書きで書いておりますが、「陳情書は巻末資料2（1）に掲載」というふうに記述をしてございます。住民の方から頂戴しました要求書であるとか陳情書、そういうものについて、このアーカイブになるべく全て載せてほしいというようなご意見を頂戴していたところでございまして、その全てを載せるとなりますと、なにぶんページ数が非常に膨れ上がってしまうというようなところが問題としてございますので、幾つかこちらのほうでピックアップしたもの、ちょっと限定的ではございますけれども、巻末資料のほうに掲載をしていますというようなところでございます。どういった形で掲載したかっていうのを少しまとめて詳細に説明させていただきます。

続きまして、新旧対照表の11番でございます。こちらの箇所でございますけれども、時期といたしましては大体平成12年から13年ごろの時期記述でございまして、硫化水素が発生した以降の話でございます。

これまで、この硫化水素の発生原因の調査というところの記述の中で

住民の方から監査請求をいただいたというふうなところも記述はございましたけれども、それに追加をするような形で、この赤枠で囲っております図表を1つ加えております。こちらが、住民監査請求で指摘がありました調査業務の中で分析の前処理の工程を示したものでございまして、当時の調査業務の特記仕様書からスキャンしたものでございます。

少し飛ばさせていただきまして、続いて新旧対照表の20番でございます。こちらでございますけれども、時期としては平成18年、19年ごろの対策委員会が開催されていた時期の記述でございます。こちらの中で、以前の原稿ですと、対策委員会での議事の中身が記述がなかったというようなところでございますけれども、これも非常に重要な委員会であったというようなところですので、簡単にどういった議事があったかというようなところを記述しております。

また、こちらの中で括弧書きで、「なお、過去県に在籍した職員の聞き取りでは」で始まるような箇所でございますけれども、こちら、この後ほど説明いたします職員ヒアリングの結果を受けて、原稿案に原稿を反映させた箇所でございます。これ以外にも、職員ヒアリングの結果を受けて残した箇所というのがございますので、そういう箇所は公文書等の文書の記録から確認できた情報と一定区別を付けるために、こういった形で職員への聞き取りではというようなところを追記をしております。

続きまして、新旧対照表21番でございます。「答申を受けた旧RD社への措置命令」というようなタイトルの箇所でございますけれども、対策委員会での答申を受けまして、県のほうで旧RD社に措置命令を行ったというようなところでございまして、こちらが今の旧RD最終処分場のほうで県が実施した代執行の大本になるというようなところで、非常に重要な出来事でございますけれど、こちらが以前記述が抜けておりましたので、ここも併せて記述するというようなところで追加をいたしました。

続きまして、少しページが飛びますが、新旧対照表の37番、38番につきましてご説明させていただきます。こちらの追記の内容といたしましては、「マスメディアと情報公開請求におけるRD問題」という記述を追加いたしました。こちらは、このRD問題につきましては、非常に長きにわたってメディアのほうでも取り上げがされていたというようなところでございます。また、住民の方から多数情報公開等、今までいただいております。

こういった出来事をこの原稿案のほうに加えるべきではないかというようなご意見もいただいたというようなところでございますので、メディアで取り上げられたというような出来事と情報公開をいただいてきたというようなところを記述するとともに、これらを経年的に、どういった経過を辿ってきたかが分かると、その時点、その時点での社会から見たRD問題の関心の度合い、そういったところが一定見えてくるのではな

いかというようなところを考えまして、グラフのほうに新聞社での報道件数と、このRD問題に関して、もう少し正確に申し上げますと、当時の廃棄物行政を担当していた所属が対応した情報公開の件数を集計いたしまして、こういった形でグラフにいたしました。お手元の資料では、グラフが小さくて見づらいと思いますので、こちらのスクリーンで内容をご覧いただければと思います。

こちらにつきましては書いておりますとおり、件数集計中でございまして、まだ平成20年ごろまでしか集計できていないというところです。もう少し先の時期まで集計して、最終的にお示しをできたら、というところで作業中というような状況でございます。

続きまして、かなり飛びますが、新旧対照表の41番、最後のところでございます。先ほど少しお話させていただきましたように、地元自治会であるとか住民団体からいただきました要望があったら、なるべく載せるというようなところです。当時、県のほうに提出いただきました要望書等をいくつかピックアップして、こんな形で原稿のほうに載せているというようなところでございます。

住民の方からいただいた要望書等を載せるというのは一つとして、それに対して県がどのように反応したのか、対応したのか、そういったところも分かるような形でアーカイブ作成すべきだというようなご意見も過去に頂戴しておりますので、県のほうから回答のあったものについては、例えばこの（3）の考える会から提出いただいた文書を例に出しますと、県に提出された文書というようなところに続きまして、こちらのほうで、県からの回答というふうな形で県から当時どのような回答をしたのか記述したところでございます。

県のほうの修正箇所につきましては、ちょっと抜粋になりますけれども、以上です。

続きまして、栗東市さんのはうから修正箇所説明をお願いいたします。

（栗東市）：はい。そうしましたら、栗東市のはうの修正を私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。新旧対照表はございませんので、本文をご覧いただけたらと思います。資料4-1の本文のはうをご覧いただきたいと思います。

ページでいいますと、84ページから101ページが該当いたします。基本的には、前回協議会の中でご意見をいただいた部分ですとか、個別にご意見をいただいている部分がありますので、そちらに対しての対応として修正しております。

まず84ページの一番下の段落ですが、前回の連絡協議会の中で、硫化水素が発生した当時の状況について、ご意見をいただいておりましたので、個別にも協議させていただきながら修正をしております。前回までは栗東市が苦情を受理したというような形で記載しておりましたが、実

際には消防署のほうに悪臭ガス発生の通報が入りまして、その後、栗東市が一緒になって対応したというような書きぶりに変更しております。また、処分場敷地境界の排水口から強い臭気が確認されて、消防署が検知器で測定し、メタン系のガスがあると答えたということを追記しております。あとは、各所での文言修正ですとか、文章の構成についてご意見をいただきたいとおりましたので、修正をさせていただきました。

あと、大きく変更しておりますのが94ページになります。栗東市の環境調査委員会で平成15年と平成18年の2回、住民説明会を実施された時に、その時の参加者からの意見、質疑等の内容の記載についてご意見をいただきしておりますので、94ページ、95、96ページに、その当時の質問内容、それに対する調査委員会での回答について追記いたしました。

今回の資料での修正は以上になります。また市職員のヒアリングを今後進めさせていただき、その内容を見て、原稿とかに反映できるものは反映していきたいと考えております。

栗東市から以上です。

主任主事：それでは続きまして、資料4-3、職員ヒアリングの質問・回答と原稿案への反映・確認状況、こちらについて続けてご説明をさせていただければと思います。

こちらの職員ヒアリングですけれども、昨年の連絡協議会の中でご説明した事項でございますので、改めて職員ヒアリングについてご確認させていただきます。昨年11月の連絡協議会で、このアーカイブを作成するにあたって、過去の職員に対しての聞き取りをしたい事項を皆さんに募集させていただいたというようなところでございます。

こちらについては、昨年11月にご説明したように、平成10年から27年ごろの時期にかけて当時の琵琶湖環境部長、管理監、課長、室長であった者に対してヒアリングをお願いしたところです。回答につきましては、原稿のほうに反映をしているというようなところでございます。

こちらの表でございますけれども、質問という列が皆さんからいただいたご質問で、それに対しての回答が回答という列に記入をしております。

また、原稿案にどのように反映したか、また、事実内容としてどういったところ確認したかというところにつきましては、原稿案への反映確認というようなところ記述しまして、変更した箇所は新旧対照表のほうの何番に対応しているかというようなところを示しております。こちらにつきましても、質問いただいた数が30以上というところで非常に多くございますので、これも一つ一つ説明させていただきますと時間が足りないというところですので、大変恐縮ではございますけれど、こちらも抜粋したものご説明できればと考えております。

では、まず1番です。当時、自治会を利用するかのような原位置浄化

策を提示した時の知事の指示はどのようなものだったのかというご質問でございます。こちらが平成20年ごろの時期の話でございます。こちらにつきましては、回答としては、知事から特段指示はなかった。対策室で検討した上でボトムアップで知事に示した。こういった回答がございました。

続きまして、3番、処分場廃棄物について許可容量超過の可能性に気付いたのはいつかというご質問でございますが、こちらにつきましては、対策委員会での調査実施までほとんど議論されていない。また、それよりもドラム缶や有害物質をどうしていくかを議論していたというような回答がございました。

続きまして、7番のご質問でございます。2008年12月、対策工事について地元住民の同意がなくても栗東市の同意だけで十分だとする方針は誰の発案だったのか、というご質問ございますが、こちらにつきましては、産廃振興財団から市長や町長自身が決断をしたことで進展があった事例があること教えてもらったという回答や、自治会から同意がもらえないからといって、栗東市の同意があればそれでよいという考え方があったわけではないというような回答がございました。

続きまして、9番、10番でございますけれども、こちらの時期が隣接した時期というようなところでセットでご説明いたします。時期的には10番のほうが早い時期でございますので、先、10番のほうからご説明をいたします。

まず10番ですが、上田正博室長時代、こちら平成16年から21年の時期でございますが、住民との関係が一気に悪化した理由をどのように考えているかというようなご質問でございます。こちらにつきまして、当時は対策工事の方向性も決まっておらず、住民の期待と行政の考え方のギャップが大きかったという回答や、RD社に許可を出したはいいものの、その後のフォローが手落ちになつたため強く出てしまったのではないかというような回答がございました。

また原位置浄化策の地元住民への説明で、住民の怒りがピークに達してた時期だった。室長がどうこうという問題ではないという回答がございましたほか、住民からの申し出に対して検討して毅然に対応しようとしたというような回答もございました。

続きまして、9番でございます。こちらが正木部長時代からというところで、平成22年ごろの時期でございます。住民との関係改善が劇的に進んだが、その要因は何か、あるいは何だと考えているかというようなご質問でございます。こちらにつきましては、正木部長は自身が前面に立つて住民とコミュニケーションというような発言していたというような関係や、正木部長と当時の管理監は住民の声を聞き取るのに労を惜しまなかつたというような回答がございました。

続きまして、回答がなかったものについてもご説明させていただけれ

ばと思います。14番、元従業員の証言について、住民側から指摘されても、なぜ県は自主的に現地の調査を行わなかったのかというようなご質問ございます。こちらにつきましては、対象者から回答が得られなかつたというようなものでございます。

これと併せまして、このヒアリングをどういった形態で進めたかというのを併せてちょっと補足説明させていただきますと、今回のヒアリングは全ての対象者に対して全ての質問を投げかけるというような形で行っております。当然その在籍していなかった時期の質問というものが発生するというものですござりますので、ものによったら当然その時期は知らないというような回答もございまして、分からぬとか知らないという回答は、記述省略したというものですございまして、15番についてはそういった回答があったというようなものでございます。

続きまして、20番の質問でございます。質問は少し離れて要約させていただきますと、有毒ガスが発生して、北尾団地に調査に入った際、これがまさに平成11年ごろになります。職員が持ってきた小さな検知器の針が振り切れているのに、住民には大したことないと話しているのを目撃し大きな不信感を感じた、住民に対する行政・企業の初期対応に問題はなかったのでしょうか、というようなご質問でございます。こちらにつきましては、当時の県がRD社に対する認識、初期対応が甘かったと言われても仕方ないという回答や、施工後、旧処分場に埋め立てたこと自体は当時は合法だったが、その後の展開は不十分だったというような回答がございました。

こちらについて補足をさせていただきますと、この当時の職員が持ってきた検知器の針が振り切れているというようなところ、事実の確認まではできなかったところでございますけれども、この時期について、一般の書籍のほうで記述されていたものを見ますと、先ほど栗東市さんほうからご説明があったように、消防署が検知器を持ってきていたというような記述もございましたので、補足させていただきます。

続きまして、28番でございます。28番が廃掃法に基づく権限の適正行使、RD社の容量追認ございます。こちらも要約させていただきますと、許可容量を大きく超えた大量埋め立てに対して一部を排出させただけで違法埋立追認した、追認した背景は何だったか、お話願いますというようなご質問でございます。こちらにつきまして、許可が羈束裁量である以上、法律の要件に適合していれば許可せざるを得ないという実情はあるのだろうが、より実態を踏まえた判断は難しかったのだろうかというような回答や、一般的に規制行政は罰則規定とりわけ刑事罰の適用までのケースが少ないとということで、不適正な行為に対して行政指導を積み重ねることや行政処分前に勧告を行わなければならない等の制約があり、訴訟で争われて敗訴するようなリスクを常に懸念していた、それが問題を大きくしたのではないかというような回答がございました。

続きまして一番最後、33番に飛びます。数々の苦情や要望がありながらRD社を擁護しつづけた県、そこには何があったのでしょうか、というようなご質問でございます。こちらの質問につきましては、県にはRD社を優良企業と捉えていたことがあったのだろう、かつては不法投棄も多かった。そうした事業者と、不適正処分がありつつも行政指導に従った旧RDを比べると、旧RD社については許可を取得し、事業を営むという点においては旧RD社が悪質性が低いと認識してしまったのではないかという回答や、廃棄物処理法上、産廃の不適正処理については不適正処理を行った者には正させるというのが基本的な考え方で、RD社には正させるという考え方により、県が行政処分に消極的になり、結果的に認識が甘くなつたというふうな回答がございました。

非常に駆け足で大変恐縮ではございますけれども、ヒアリング結果については以上でございます。こちらも今回ヒアリングで皆さまから質問をいただく際に、いただいた質問の中で、さまざまな視点を頂戴したというようなところでございますので、今回ヒアリングでやはり回答というものをなるべくこの原稿案に反映させるというようなところでヒアリングをさせていただいたというふうなところでございます。

資料4-3の説明については以上でございます。

司会：ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。栗東ニューハイツさん。

住民：資料4-3について3点質問いたしますが、1点目は滋賀県に対する話と、2点目は栗東市に対する話と、3点目は周辺自治会の皆さんに対してお聞きしたいことです。

まず滋賀県のほうにお尋ねいたします。空欄で、その後に右側に対応が書いてある文言が微妙に違っているんですが、例えば30は経緯について確認できなかった。それから、31は背景事情について確認できなかった。それから、23は質問の事実は確認できなかったというふうにあるんですが、この文言の違いは何ですか。

主任主事：大変申し訳ないです。明確に文言を使い分けてるというふうな趣旨でございませんでして、基本的には、ここに記述させていただいている、例えば23に関しては、例えば質問の事実は確認できなかったというところの結果を記述しているというところです。何か明確に書き分けていることがあるというものではございません。

住民：例えば18番ですが、これは新聞報道がある。これは事実かつて聞いているんですが、質問の事実は確認できなかったっての、新聞報道はあるわけじゃないですか。事実は確認できてるわけですよね。それが確認でき

なかつたっていうのは、どういう意味ですか。

主任主事：すいません。こちら、新聞報道があつたことにつきましては、私も当時の記事を拝見させていただきまして、あるということはもちろん確認しております。なので、確かにここでいう事実が確認できなかつた、その報道が確認できたかという意味ではないというのは確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ、ヒアリング対象者のほうから当時の嘉田知事が回答したということが事実なのかどうかというところ、ヒアリング対象者に確認できたかという意味では確認できたかと、そういう意図で記述しています。

住民：これ、要するに都合が悪いことは書かないっていうような感じがするんだよ、全て。これはまずいんじゃないか、表記としては。これはアカイブの中にできたら見せてもらいたいと思ってるんだけども、それはできないことなので、ホームページに載せるというように聞いてますけれども、それにしてもちょっと県の側に都合いい記述じゃないかと思いますんで、文言の整理をしてください。これは滋賀県に対する要望です。

2点目で、栗東市さんにお願いいたします。4番にありますが、住民から滋賀県職員とRDの癒着の可能性を指摘されたが、全く調査しなかつたと。県職員は、これはデマを流したのは栗東市職員だと。だから、根拠のない情報を流した栗東市職員を注意した記憶があるという、これ初めてこの話を聞いたのだけど、この事実について栗東市さん、どのように考えますか。

司会：栗東市さん。

(栗東市)：はい。これから進めさせていただく中で、特にこの今資料4-3の栗東市と関わるところについてを中心、ヒアリングは聞きたいなというふうに思っておりまして、おっしゃられるように、4番、こういう事実がたしかにまずあったのかどうかとかいうことも含めて、その当時の方には、いったん聞きたいとは思っております。

住民：上田正博さんに私はこれ聞いたんです。こういう噂があるみたいだけど、県としては調べる必要があるのかと言つたら、彼は何て答えたかというと、武士の情けと言つたんです。要するに調べないのは身内を守るということなんですよ。そう言つたのを、はつきり覚えてます、私は。そのことを踏まえて、しっかり事実を確認してください。栗東市がこういうふうに県から馬鹿にされるようだったら、栗東市民として私は恥ずかしいと言うか、腹が立つ。栗東市の職員がデマ流すなんて言われたくないでしょ。これ県のホームページ載るんですよ。この点については、しつ

かり栗東市のほうで事実を確認して、反論を載せていただきたいと思います。

それから、周辺自治会の方にお尋ねいたします。10番ですが、上田正博室長時代に住民との関係が一気に悪化したがその要因は何か、あるいはその要因は何であると思うかという、最後の部分ですね、住民に今から30分以内に来たら協議に応じると言われてる。これ、どこの自治会ですか、こんな事は。こんな自治会あるのか。30分以内に来いって言ったのは、お尋ねします。少なくともニューハイツではありません。

住民：いや、僕はまだですよ。○○さんのとき。

住民：もしこれ事実じゃないとするならば、それも自治会に対する冒涜ですよ、こんなことを一方的に言われるのは。事実のないことを県のホームページ載せるってことは名誉棄損罪だ、われわれの自治会に対する。

住民：上田さんに聞いたらわかるんちゃうの。

住民：どこの自治会なのかはっきりしないと、あやふやなことを県のホームページで地元の自治会をばかにするようなことやっちゃいけないと思うのよ。これ本当にどこの自治会か聞いてますか。

主任主事：すいません。こちら、どこの自治会かってところまでは聞き取りはしてません。ヒアリングに関してちょっと補足をさせていただきますと、ヒアリングは当時の職員に聞き取りをしておりまして、ある意味その職員の記憶頼りっていうようなところが前提になるというようなとこ、今回のヒアリングを実施させていただく時にご説明してるかと思いますので、ある意味、何ていいますか、この質問投げたらこれが返ってきたというようなものでございます。

住民：ただ、これホームページに載るんですし、そういう事実かどうか分からぬようなことを安易にそういうことで情報公開してよろしいんでしょうか。

住民：赤坂さん、どう

住民：こんなこと初めて聞きました。知りません、私は。

住民：日吉が丘です、いいですか。

司会：日吉が丘さん。

住民：今のお話、おかしいと思うんです。30分以内来いったって、向かつとるはずですから、どこの自治会か分かるはずですね、その担当者が。

住民：その分かってるから、聞いて。

住民：だから、どこの自治会かはっきり言ってもらえばいいと思うんです。

住民：聞いてへん、それ。分かってや。もうそれは。

住民：言うこと分かりますか。30分以内に来いって言われたから、そこへ向かって走ったんですね、担当者が。じゃ、その向かった先がどこかです。

主任主事：先ほど申し上げましたように、ヒアリングは当時の職員の記憶頼りというところがございまして。

住民：いや、そのくらい覚えてるでしょう。白バイに捕まったんですから。

住民：上田さんに聞いたら、分かるんじゃないですか。

主任主事：誰に聞くというのは、今回のヒアリングさせていただく時、その特定はできないというようなことを冒頭に説明させていただいております。今回のもの、当時のその時期の、まさにその時期の職員がいたかどうかというのは、ちょっとごめんなさい、出せないものがございます。

住民：何か、おかしいですね。そこがおかしな話なんですよ。

住民：これ載せるんやったら大問題ですよ。そんなんでかばうなんていうた、できんですよ。私、名前まで。心外ですよ。

主任主事：ヒアリング、なぜ名前を出さないかということに関しては、昨年度、ご説明させていただきましたように、ヒアリングでの一番の主要目的というのは、たくさんなるべく情報をもらって、そのためには義務を課されてない、当時の職員に対してなるべく協力してくださいというのは前提になります。

その中でヒアリング、誰が答えたかも出ますわというような条件にしてしまいますと、ヒアリングも受けてもらう側も受けてもらえない、そういういたリスクがあると。だから、名前を出さないという前提でやりますというのを昨年度ご説明したと思うんです。

なので、今回、ここが誰が確かにこの回答したかというの分からぬ状

態で今回出させていただきます。

住民：内容からいったら、完全に住民をおとしめるような内容じゃないですか。

住民：そやけど、これで見たら、かかってるんでしょ。事実なんですね。白バイに引っかかったっていうことですわね。だから、間違いないという事実だと思うんですよ。これかかってなかったら、こういう書き方、こういう言い方しませんもんね。そういう恐れがあるので、やめたとかだったら分かるけど、現実にかかったということやから、あったことだろうと思うんですよね。

主任主事：聞き取りの時には、かかる恐れがあったという内容ではなくて、今のかかったというような回答がございました。

住民：いうことやね。

住民：実際あったということやね、これは。

主任主事：はい。

住民：いいですか。いいですか。

司会：どうぞ。

住民：それ日にちは特定できますか、日にち、日程、日にち。

主任主事：日にちは。

住民：ほしたら、ちょっと記憶たどっていって、うちの自治会かもしれないしね。対策工事してる人で調べて、対策工事をしてる時からだったとか。何かを工事してるんじゃないですか。

主任主事：どの時期かってのは。

住民：そういうことは聞いてください。それでもいいです。

主任主事：当時の記憶はもあるかないかっての、こちらでも確認いたしますんで。

住民：その記憶はあるでしょう。

住民：あるから、誰かがあるから書いたんでしょう。

主任主事：今回、この回答載せるに当たって、その一個一個の事実確認は記録と照らし合わせたものは正直ございません。いただいた質問に対して回答があったので。

住民：思ったこと言つたら載せるんですか。

住民：そうですかと。思ったこと言つたら載せるんですか。

住民：記憶として残ってるということかな。

住民：記録として残って。

住民：記憶。記憶。

住民：記憶ね。

住民：はいはい。

住民：思ったことじゃなくて、記憶や。ほな、記憶。そんなんいっぱいあるしね、皆さん。そんなん、記憶を言つていっていいんですか。

主任主事：当初ヒアリングをする際に、基本的には、これは記憶頼りのものという説明。

住民：これ、もっと栗東市さんのこの硫化水素の時のやつを教示したんですけど、記録がないから、載せへんていうことやね。

主任主事：すいません。ちょっと補足ですけど、今回、ヒアリングした回答全てを本文中に反映してるってものではございません。あくまでこういう回答があって、その中で、どういうものを反映するかというのをこちらの中で見させていただいて、反映したものが今回の原稿案なんですが。

住民：それ書くと余計おかしい。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：原稿案はいいんだけど、これ自体はホームページ載せるわけですよね。

そうすると、県の言いつ放しなんだよ。栗東市がうわさを流したんだと、住民が傲慢だったと県職員が一方的に言つてることを県のホームページに載せていいのかどうかという問題なんですよ。その点では、どういうお考えですか。

主任主事：元々このヒアリングさせていただく時に、やり方、こういうやり方でやりますとは共有させていただいた上で実施したとは思っております。

管理監：ご指摘の部分十分分かります。このまま載せるかどうかって、ちょっと検討させていただいてよろしいでしょうか。

管理監：今回のヒアリングの趣旨は、先ほど担当のほうで説明したとおりではございますけれども、中身的に部分もございますので、ちょっとお時間いただければなと思います。

住民：回答がなかった空白のところところもね、頭にきてるんだよ、基本的に。それ都合の悪いことは答えずに、言いたいこと言つてると。そういうふうに見えちゃうんだよ、どう見ても。だから、以前も再度質問をしたらどうかって意見もありましたけれども、もう一回ちゃんとこれは県としてしっかり考え方直してもらいたいと思うわ。

主任主事：以前、そのご意見いただいた時の回答させていただいた内容としては、2回目をやる前提でヒアリングを実施してしまうと、そもそもその対象者が萎縮するという可能性があるというのをご説明させていただいたと思います。

住民：でも、前提でって言つてるわけではない。今、改めてそういう意見があるんで、再度お答え願いませんかというふうにヒアリングを再度お願いすることはあり得るでしょう。

主任主事：もひとつ、すんません、先ほど申し忘れたので補足させていただきますと、今回のヒアリング、その対象職員が、この時期の職員なんか声をかけたいというところで、順に連絡を取つていたわけですけれども、この時期の職員については、連絡が取れなかつたということ正直ございますので、その時期に在籍していない職員がいなければ、回答も得られないというようなことも、ものによってはございます。

住民：そんなん、そういうふうに書けばいいわけ。事実が確認できなかつたわけだから、対象者が存在しなかつたか、対象からヒアリングはやらなか

ったと書くでしょう。そうじゃないじゃないですか。結局これは滋賀県に都合のいいような形で資料を作成されてるとしか思えませんよ。

管理監：決して、その意図はございません。確かにいろいろありますし、ちょっと不十分な点もあるかなと思いますけども、意図としては、そんなおっしゃったような意図でつくってることはもちろん。

住民：この資料は全体的に改訂してください、見直して再度提出してください。

管理監：考え直させていただきます。ちょっと検討してみます。

住民：いいですか。

司会：赤坂自治会さん。

住民：3番ですけど、許可容量超過については、対策委員会での調査実施までほとんど議論されていないんだと言ってたけど、書いてあるけど、実際は私たちは最初から2倍あるんじゃないかということはずっと言ってたわけですよ。こんなんされていないんやったら、私たちは何にも言つてないのと一緒にやないですか。私たちは言つてましたよ。

主任主事：住民の方から、その許可容量超過してたんじゃないかというようなご指摘いただいているというのは、今、もうアーカイブとかには反映はしております。時期としては、改善命令に基づく対策を取らせている時期の記述ではございますけれども、その時期に、当時、知事が視察に来たと思います。知事に対して住民の方からそういうご質問をいただいた。それに対して知事は容量のことについてではなくて、まずは安全対策が重要であるというような回答したというようなところが記述しておりますんで、確かに当時、住民の方がそう、県の中で議論があったかどうかというところではなくて、皆さんから当時いただいていたというふうに今記録の中で、アーカイブの中で載せておりますんで。

住民：対策で。

主任主事：ここでいうほとんど議論されていないっていうのは、住民の方から何もアクションいただいていなかつたという意味ではないと思うんです。

住民：でも、そう読みますよ、これ、内容や。

主任主事：そのここいう議論っていうのは、それは、その所属内での議論がな

かったということなんだと思います。その下の回答でもございますけれども、このドラム缶の有害物質をどうしてしていくのが論点になっていったと、こういうことを議論した。

住民：いや、問題点が多過ぎてね、この時。そら、量も言うてたけど、量は、はっきり言って見た目で専門家が、こら2倍はあるよということ。私はそれで2倍あると思ってたわけで、それ以外の問題がいっぱいあったから、だから、確信の持てないことをそれ以上言わんかっただけの話であって。

主任主事：まさにそうだと、その。

住民：だから、議論されていないじゃなくて、実際は私たちは言うてましたよ。

主任主事：先ほど申し上げましたように、住民の方からそういう声をいただいていたというのは確かにこちらも確認しております。それもアーカイブに載せております。ただ、県のほうでの議論としては、容量に関して調査をして、じゃ、どんだけ減らさないといけない、そういったことを考える前に、それよりもまずは流出している有害物であるとか、ドラム缶、現に埋まってる、それをどうするかということが先決であるというの考えてるというような回答なんです。

住民：われわれから言うてないという書き方。われわれから言うてないという書き方ではないかと。県のほうから。

住民：こういうことでは回答がそのままのところは正しいでしょう。その回答を公開する時には、読者に誤解を招く恐れがあるんですよ。そういう場合、どうするかっていうと、米印を付けて事実はそうではないということを最後に書かなきゃ。それは絶対必要ですよ。そうしないと、それこそデマをまき散らすことになっちゃうんだよ。ただ、県の職員の言つることは事実として、それ言つたという事実は分かるんですけど、それに対しては、しっかり検証して、実はそうではなかった。この人の思い込みなんだということをどっかに書いとかないと困る。

主任主事：例えばこの許可容量の話で申し上げますと、私がこのアーカイブを執筆するにあたって、その許可容量に関して議論を、議論といいますか、県のほうで明確にRD社に、旧RD最終処分場にこれだけ埋まっているというのが、調査をした上でしっかりと分かったというのが平成19年の対策委員会を実施して中での調査だと思うんですけど、だったんです。

それ以前に、許可容量がどれだけ超過してるかとか、そういうところを調査した上で、県としてこれだけ減らさないといけないというような

もの意図していたかどうかってのは、ちょっと今、当時の文書からも確認はできていない状況です。

住民：だから、言ってることは個別の問題ではなくて、この事実関係に関しては、ほんとにそう思い込んでるから回答したのね。それは改めてこちらの目で見て間違ってるところは間違ってるとチェックしなくちゃ。それをお願いします。

主任主事：確認は確かにおっしゃるとおり必要かと思いますんで、そのついで、特に当時の記録の確認をいたしまして、当時の記録と照らすことでまた修正させていただきたいと思います。

住民：いいですか。

司会：北尾団地さん。

住民：今の、今話したはる全てのことなんんですけど、時期を特定しいひん。この今の超過容量の件、言うてはったんは事実なんです。どういうたらいいんですか。住民が言った時と県が検討した時、討議がなかつたっておっしゃってる、この時期と照らし合わせ方法がないでしょう。時期を特定したほうがいいと思うんですけどね。ちょっと日本語下手くそです。申し訳ない。

主任主事：時期を特定するっていうのは。

住民：これ、多分この協議をされていないっていうのは、いつ頃のこと言うたはる。されていないって言つてはる時期は。

主任主事：そうですね。

住民：そんなことないと思うんです。

主任主事：時期を明記してない理由といったしましては、職員は在籍の年代によって、どの時期に在籍してるってのが一定明らかですんで、例えば何年から何年までの時期っての例えば書いてしまいますと、それを基に誰だったとかが分かってしまうというようなところが、恐れがありましたんで、そういう意味で、どの時期でってのは明記をしてないところではあります。

住民：ひょっとしたら難しいんですか。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：ここの今の問題に関して特定で言うと、許可容量、許可の可能性に気付いたのはいつかという質問ですよね。これ、対策委員会のずっと前から我々は指摘してきてるよね。だから可能性は指摘してきてるんだ。それに気付いてないってことがあり得ないんだ。

住民：あり得へん。絶対あり得へん。

住民：可能性だよ。

住民：僕は。絶対あり得へん。

住民：そこ掘っててね、地形が変わってるというのに、おんなじ地点で計算して、それずっと信じて行ってたんやから、そんなことあり得へん。

住民：この工業技術センターに知事が行った時、私ちゃんと言いました、あれどのくらいの高さだと思いますかっていうふうに。ただ、可能性はちゃんと指摘してるんだから、その時に気付くはずだよね。それ気付かないってどういう事だよ。さっぱり分からんのだけれど。

住民：どの時のこと言うんですか。全然分からへん。こんなん。

住民：頭の中、だから、許可容量超過が分かったか、分かんないかじゃないよ。その可能性に気付いたのはいつかって質問してるんだから、答えになつてないじゃないですか、これ。

住民：これ、許可2回出してますよね、RD処分場の許可。でしょう。多分そやったと思う。1回出して、もひとつ、2回出してるはずなんですよ。ちやいますか。

主任主事：許可自体は、何度か出します。

住民：何度か出してるでしょう。どの時のこと言うてはるのか、その容量とかね。その時には、測量して出すわけでしょ。どのことを言うたはるのか。

主任主事：その許可を取る段階で県のほうで測量してるかどうかは。

住民：測量は県がしてんのか。してないのか。

住民：RD社が出したのをそのままもうてきてるんですよ。

住民：そのままなんか。そやけど、是正する時に担当の人いましたやんね、図面ひいて。ぼく説明受けたけどね、それは。確かにそれ時期によりますわ。どの時期を言うてはるか。分からん。最初からがこらや思てた、僕。○○さん言わはるよう、最初から言うてた。

住民：僕も聞いたのは多く埋まってるんちやうかと投げかけて、変なものも入ってるし多く入れすぎちやうかというのが議論されるとから出てたという話やから、変なものが埋まってるって言い方じやなくて、容量オーバーじやないですかっていうので言うてたはず。ちょっと最初からやね。

主任主事：容量超過についてご指摘はもちろんいただいていたと思います。当時、そういうことがあったというのは記録でも確認はしております。ただ、それを、何ていいますか、気付いたというところになりますと、県として容量超過が明らかにもしましたら、それに対しては、どれだけ超過してるか、どれだけ減らさないのかというようなことになるますけれども。

その当時は、それよりも、それ以外のところに注力してたから、というようなところですし、また、いただいていた声に対して、じや、県が真摯に対応できていたかというと、できていなかつたといわれておりますんで。

住民：もしそれが事実なら注釈を付けて、住民の声は早期から上がっていたにもかかわらず、それを可能性として考えなかつたことは問題だったとは今考えているっていう注釈をちゃんと付けてください。そうしなければまずいよ、これ。

主任主事：一応、何ていいますか、この答えとしてはさせていただくということで、今回の職員ヒアリングの大本の目的はアーカイブをより内容充実させていくというところになりますので、職員ヒアリングをした結果としては当然一つございます。それに対して皆さまから、いやいや、この時期からいただいた。例えば要望を出してたというようなご意見がございました。それはもちろんこの原稿案に反映いたします。

住民：全体的にさ、県職員の開き直りの文章なんだよね、基本的に。これだとアーカイブ作る意味がねえんだ。反省してきてもらいたい、われわれとしては。

主任主事：その職員の反省ってところで申し上げますと、県の対応の検証に関しては、検証委員会のほうでさせていただきます。基本はそれをベースにしますけど、このヒアリングをする時に申し上げさせていただいたところです。

住民：そうじやないでしょう。アーカイブてのは、これを教訓にして将来に生かすということが大前提ですよ。そのためには滋賀県職員の問題点ってのを解決しなきゃいけないんですよ。その視点が第一にあることが重要じやないですか。

主任主事：そうですね。今回、アーカイブ作成の目的としては、究極の目的としては、その再発防止ってところですんで、そちらについては再発防止目的にすべき、ところではあるんですけども、ただ、その中で、それを基にしてヒアリングをどう進めるかってのはお示しさせていただいたとおりですんで、元々のやり方でやりましょうと言って、やった結果はこうでしたっての。

管理監：すいません。そのアーカイブを作る目的の点につきましては、アーカイブの他のページとか、振り返りということで県の反省も含めて、記述は詳細にさせていただくつもりでございます。

ただ、アーカイブでなくて、ヒアリングをやってる目的自体は、そういう事実の裏付けというか、そういうところにもございますので、ちょっと全面的に表記も、今ご指摘になりました表記もそうですし、時期の話もございますし、その辺も含めて見直しをさせていただきたいと思います。

司会：他に質問やご意見等ございませんでしょうか。

住民：そもそもで、この。

司会：赤坂自治会さん。

住民：はい。すんません。もうちょっと字をおっきいしてもらえませんか。私ら、もう疲れて汗いっぱいかいたもんが、これ字をものすごい。何書いたるか、分からへん、結局。見るだけでしんどい。もうちょっと考えてもらえますか。

主任主事：字のサイズに関しては、ちょっと今後見やすいサイズでということで、ちょっと修正させてください。

住民：はい。

主任主事：たくさんの質問を皆さんから出していただいたので、それを全て載せるというところを考えますと、ちょっと字のサイズを小さくせざるをえないことをご承知いただければと思います。

住民：だけど、絞れるところはもっとありますよね。こんなにスペース取らんでもええのにな思えるところが広く取ったあるし、ちょっと配分が。お願いします。

司会：申し訳ございません。ちょっと時間も押しておりますので、いったん次の議題のほうに進めさせていただきます。

では、続きまして議題の、議事の5、周辺環境モニタリング等の在り方と今後の対応について説明させていただきます。

主査：はい。すいません。では最後、資料5になりますが、対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等についてというところでございます。

先にお断りをさせていただきますが、今回の場は説明だけの場とさせていただきたいと思っております。趣旨としましては、この場で質疑応答一回で結論が出るというふうに思ってございませんので、まずは、本日はこちらの県案、県素案というもの一度ご承知おきいただいて、持ち帰っていただいて、場合によっては自治会のほうで意見等の確認をしてもらいまして、また県のほうにご意見をお寄せいただきたいなというふうに思っております。ですので、何回か住民の皆さんとは意見交換を何度もかしまして、最終的な成案を得ていきたいというふうに思っておりますので、この進め方につきまして、ご理解、ご協力をまずお願いしたいというふうに思います。

たちまちなんですけども、本日説明をさせていただきます。質疑応答の時間としましては、次回、11月ごろに予定してございますが、次回の跡地協議会の場で意見交換、ご質問、質疑応答をさせていただきたいと思っておりまして、その時には、今回、対策工事の有効性の確認後ということで、今、この協議会の設置のポイントになつります協定の関係も一定区切りが付くということになりますので、今、ここにご参加いただいてます6自治会の皆さんと、あと、跡地協議会という場に設定した理由もここにございますが、中浮気自治会さんも一緒に質疑応答の場、意見交換の場に加わってもらった上で進めていきたいというふうに思っております。

では、早速でございますが、「現在の周辺環境モニタリング等の位置づけ」、こちら復習ということになりますけども、現在旧RD最終処分場

周辺において地下水等のモニタリングを実施しております。目的としては、主に実施しました対策工事の効果の継続性を確認しているというところでございます。

今年度末までの結果を踏まえまして、対策工事の有効性を確認することとしておりまして、最終的な評価はこれからではございますが、対策工事の有効性の確認とは何ぞやということにつきましては、特措法の実施計画の目標達成の状況が今年度末まで続いているということで、こちらのほうは既に確認といいますか、協議会で説明されておりますので、そういうことを確認していくというところになります。

これまでのモニタリングでの推移がこの調子で継続しますと、処分場に起因する地下水環境基準超過としましては、下流側に流れておりますところでは環境基準は満足しているということが今、現状も継続してございますので、このまま行けば対策工事が有効であるという確認ができるのかなというような状況でございます。

そうしましたら、現在の周辺環境モニタリングは一定の役割を終えますので、今後の位置づけ、内容の整理というものが必要となっておるのが現状でございます。

次のページから各モニタリングの経緯・目的を書いてございます。では、地下水等水質調査ですと、平成14年度から開始をしておりまして、当初は周辺に浸透水が周辺地下水に拡散している状況の把握のために調査を開始したところから始まっておるというところで、工事等で調査ポイントも変わりながら現在まで来ておるというところです。というのを敷地境界のガス調査や浸透水等の水位調査も同様に、目的を踏まえながら調査ポイントも場合によっては変更しながら、現在は対策工事の有効性の確認のために調査を実施してきておるというところでございます。ちょっとと時間の都合で細かい説明は割愛をさせていただきます。またご覧になってもらえればと思います。

じゃ、今後はどういうふうにこのモニタリングを続けて実施をしていくかというところでございますが、対策工事の有効性は確認される見込みではございますけれども、地下水からは、北尾団地さんのほうのH26-S2(2)のところで工事前に漏れ出した浸透水の影響が残っているとか、今、そういうこともございます。

有害物調査検討委員会では、委員から土地管理者がきちんと管理していることが重要という指摘も頂戴しております、またそれに対しまして県はしっかり管理していきますということも表明済みという状況でございます。

令和5年2月に開催させてもらっております第44回の協議会でも、産廃特措法の目標の達成状況の確認をさせてもらった会でございますが、こちらのほうでも法的な、この計画の達成は分かるけれども、今後もモニタリングは継続すべきというご要望を住民の皆さんから頂戴しておると

いうところでございます。

一方で特措法の完了報告書におきましては、モニタリングの規模は水質等の状況によりまして縮小を検討していくこととしておりまして、こういうことを踏まえますと、今後の対策工事につきましてはモニタリングは継続はする。それにつきましては、土地の管理責任に基づいて実施するものと整理することが適當だろうというふうに考えてございます。

具体的な内容につきましては、現在の調査をベースにしながらも、これまでのデータを踏まえて見直していきたいというふうに考えているところでございます。

では、実際にどういうふうに見直していこうと思ってるのかというところのをまずは皆さまにご提示をさせていただく県素案でございますけれども、地下水と水質調査につきましては、こここの観点4つを踏まえまして整理をしたいというふうに思っております。

まず調査地点でございますけども、これまでのデータですとか、今後のモニタリングの位置づけを踏まえまして、一定の役目を終えたというふうに考えられる地点につきましては、調査対象外としたいと考えてございます。

調査を継続する地点につきましても、項目や頻度をこの観点2、3に従って見直していきたいというふうに考えておりまして、まず項目でございますけども、直近10年間に定量下限値未満、不検出というところにつきましては、調査対象外にしていきたいというふうに思っております。

そうでない項目につきましても、直近5年間で十分低いところで推移しておったりとかいう、そういう項目につきましては測定、調査はするんですけども、現在年4回実施をしておりますところを年1回のほうに変更をしていきたいというふうに思っております。

一方、今後の評価とか、他の項目の比較のために調査をしている項目も正直ございます。先ほどNo.3-1のところであった1,4-ジオキサンとか、あれは自然界に存在しない物質でございますので、そういう自然由来の汚染とかがあるところの人為的な汚染の指標にもなったりしますので、そういった項目につきましては観点2とか3とかによらず、調査を継続していこうというふうに思っているところでございます。

先ほどの説明をフローで描きますと、次のページのようなフローになるというところで、こちらまた見ていただければなというふうに思います。

次、参考なんですけども、もちろん県で勝手に先ほどの案を一から考えたわけではございませんで、他の環境法令を参考にしながら作成をさせていただいておるというところです。

具体的には土壤汚染対策法でございますけども、こちらの掘削除去とか原位置封じ込めという措置が規定されてございますが、そういった場

合、対策工事、掘削除去の工事とか原位置封じ込めの工事をした後に、どうなったら措置が完了かという点につきましては、年4回以上測定して、環境基準を超えない状態が2年間継続ということが法的な要件となってございます。

また工事とかをしなくても5年以上地下水を測って、かつ直近2年間は年4回以上測って、目標濃度、この場合は環境基準というふうに思ってもらったら結構ですけども、環境基準を超える恐れがないという判断ができる場合は、特段工事等することもなく、調査も終了してよいというような規定がございます。そういうところを踏まえまして、これよりか厳しいところ、今回、県の判断基準を作成させてもらったというところでございます。

地点につきまして、どう考えるかというところ、こちら10ページ目でお示しをしてございますけども、まず現在実施しております対策工事の有効性の確認のための地点です。こちらについては、地下水の流向に対して、旧処分場の直下、下流側の一番近い所にある地点でございまして、もし処分場が今後何かあった時に一番に影響が出てくる、そういう地点となってございますので、基本的には引き続き調査をしていく対象の地点としてふさわしいと考えてございます。

一方、上流側の地点につきましては、これまで処分場の影響が出てないというところを長年確認を続けておるところで、基本的に今後、今から処分場の影響が出るとかいうことはちょっと考えにくいということをございますし、現状のバックグラウンドとしての状態ということでもう10年以上の期間、十分データとしては得ておりますので、といったん今回調査を終了というふうに考えているところです。

下流側でも、このアの直下の上からさらに遠いところにつきましても処分場の管理という観点からしますと、一番に影響が出てくるところできっちと調査をしておりますので、特に遠いところまでは調査しなくていいだろうということで、調査終了というふうにしたいと考えてございます。

旧処分場内の水質に関しましては、浸透水、洪水調整池、こちらについては処分場からどういう水が出てるか。浸透水は下水放流で、調整池のほうは河川放流、経堂池のほうに放流してございますけども、どういった水が外部に流れているか、出しているかというところですので、この排水管理の一環として継続して調査を実施していきたいというふうに思ってございます。

経堂池のほう、今回、CODが基準を超えてるという話もございましたけども、なかなか処分場との因果関係ですか、由来、原因究明っていうところが難しいということもございまして、処分場からの排水はきちんと調整池等で管理把握をする予定ですので、そこは調査を終了するというふうにいったん考えているところです。

次に例えばというところで、浸透水を例にして説明を申し上げますと、こちら先ほど申し上げましたとおり、調査地点としては継続するというところです。項目と頻度につきましてが、例えばベンゼン、PCBとかは調査開始以降、不検出という状態が継続してございますので、観点2による調査対象外というふうに考えております。

一方、テトラクロロエチレン、有機塩素系化合物ですけども、こちらのほうは平成30年に基準以下で検出されておりますけども、それ以降、検出されていないという状況がございます。分解生成物もこれまで不検出ではございますけども、テトラクロロエチレンについては、有機塩素系化合物の親物質といいますか、ここから塩素が一個一個抜けていっても、まだ有害物質ではございますので、分解生成物の子物質、孫物質も含めて調査はしていこうというふうに思っております。こちらが年4回から年1回に頻度を減らすという、そういったところで考えてございます。

前回、各調査項目についての見直しについてが別紙1と別紙2というふうになってございます。調査の地点の話は先ほど申し上げましたとおり、この10ページ目ですね、10ページ目の観点でまず地点の調査をする、しないを整理して、この10ページ目で調査を終了というふうにしてるところは、別紙2のほうではすべて空白となってございます。

調査を継続する項目につきましても、先ほどの観点2と3、場合によつては観点4のほうで頻度を減らさないという項目もございますけれども、そういうところを別紙2のほうで、回数を4回するものは4と、年1回のものが1というふうに書いておるというところでございます。

表は表として、分かりやすいかと思いまして図もお示しをしてございますが、現在調査している地点、左上の図の地点がもしこのような形で見直すのであれば、こんな形になるというのを右下の図でお示しをしております。基本、処分場とその比較的近い所を中心に調査をしていくと、そういうふうなイメージでご理解いただければと思います。

同様にガス調査につきましても見直しの対象にしたいというふうに考えておりまして、まず年4回の分析調査は、これは硫化水素は全て定量下限値未満、不検出という状況が継続をしてございますし、あと、県職員も現在週1回でガス検知器を使って敷地境界や北尾団地さんのほうに貸しております広場のほうでの調査をしてございますが、対策工事中含めて、ずっと不検出という状況が継続をしてございます。硫化水素につきましては、浸透水の流動性の改善で発生を抑制してございますし、あと、覆土の状況等とも資料3にございましたように、崩れがないとか、そういったことも点検しながら、きちんと発生抑制、拡散防止ということが図られているということを確認しているところでございます。そういった点検とかも今後継続はしていくところでございますので、いったんガス調査についても終了してもいいのかなというところで思っている

ところでございます。

続きまして、浸透水等の水位調査でございます。こちらもこれまで降雨や時季、降雨が少ない冬場は水位が下がったりとか、そういう時季による水位変動の傾向等とかもあり、浸透水の流動性が改善された状態が継続しているということが確認できてございます。遮水壁の内外で水位差を見るポイントも一つございまして、H26-S2(2)が遮水壁外で、遮水壁内についてもH22-オ-1(2)というすぐ近くのところですね、こここの水位を現在見ておりまして、その水位に関連性がございませんので、遮水壁は有効に機能していると考えられる状況でございます。こちらについては、周辺地域の地下水の水質等の補完というような役割も期待しておったんですけども、実際、水質計のセンサー、基盤の不具合といった測定異常、測定値の異常というものが正直ございまして、なかなか補完的に異常だとか正常だとかっての判断するのは正直難しいなというところもこれまで調査した結果としてございます。遮水壁の機能は継続して維持していくということは現状必要でございますので、もちろんその水位調査としてH26-S2(2)とH22-オ-1(2)の水位調査、こちらのほうは継続はするんですけども、それ以外の調査については終了してもいいのかなというふうに考えてございます。

以上をまとめますと、調査地点見直し検討後を全て一括しますと、こちら赤枠で囲っておる地点が水質を測っていくポイントで、黄色で塗りつぶしている地点が水位を確認していくポイントというふうに考えてございます。基本この旧処分場、こここの土地使用の管理を今後していくという点に当たっては、場内管理、場外管理、このように整理することで、きちんとできるというふうに考えておりますので、いったんこれを県として今回ご提示をさせていただきたいというところです。

今後の検討の流れですけども、冒頭申し上げましたけども、この資料は決定事項ではありません。まず今後の検討のベースとして考えてございます。また見直しの内容は平時における調査内容でございまして、もちろん地震等の災害時とか、必要な場合は適宜現地確認を行いまして、必要な調査も実施していくと、そういうスタンスは従来から変わるものではないというところでございます。

次回、跡地利用協議会の際に質疑応答はじめご意見をお伺いしたいと思っておりますけども、住民の皆さんともコミュニケーションを頻繁にしていくという観点から、こちらメールアドレスも書いてございます。この次回の協議会を待たずとも積極的にご意見等を頂戴できればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

司会：すいませんが、お時間のほうが結構。

住民：一言だけ。

司会：一言だけで。

住民：はい。

司会：お願いします。

住民：6ページのこのモニタリングの位置づけですが、その第1条、一番最初、次のほうも言及いただきたいことを提案いたします。この処分場問題発生に当たっては、住民から現地を昔の自然の野山に戻してほしいという要望があることから、科学的な意味での環境基準にかかわらず、住民の安心確保という観点から旧処分場が自然の野山にどれだけ近づいたかを確認することを目的とする。こういう言葉ちゃんと入れてください。

以上要望します。

主査：ご要望、意見承知しました。ちょっと検討してまいります。

司会：それでは時間も迫っておりますので、最後に議事の6、その他のほうになりますけれども、事務局のほうでは特に報告事項等はございませんので、全体を通して、何かご質問やご意見等はございませんでしょうか。

住民：これ見てて、付箋付けたんで、またメールかなんかで送りますわ。ちょっとした間違いなんかも自分の意見もあるんですけどね。

以上です。

司会：ありがとうございます。他の人、何か。はい。それでは、事務局のほうから今後の予定についてお知らせいたします。

次の本協議会の開催につきましては、11月中下旬ごろを予定しております。開催時期が近づきましたら、詳細について改めてお知らせをいたします。当日は併せて第6回旧RD最終処分場跡地利用協議会のほうも開催する予定です。

それでは、以上もちまして、第54回連絡協議会を閉会させていただきます。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。